（港湾法施行規則の一部改正）

第八条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により埠頭群の運営の事業を適正に行うことができない者） **第十一条の五の二**　法第四十三条の十一第七項第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により埠頭群の運営の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）

（航空法施行規則の一部改正）

第九条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十六条の六　次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。 一・二　（略） 三　禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 四　精神の機能の障害により耐空検査員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 **第十六条の七**　（略） 2　前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・四センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下この章において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） （削る） 二・三　（略） 3　国土交通大臣は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書面を提出させることができる。 （精神の機能の障害により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出） **第十六条の九の二**　耐空検査員又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該耐空検査員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、国土交通大臣に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。 （指定の失効及び取消し） **第六十二条**　法第三十一条第一項の指定は、指定航空身体検査医が次の各号のいずれかに該当するときは、効力を失う。 一～三　（略） 四　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第一項の規定により医師の免許が取り消されたとき。	**第十六条の六**　次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。 一・二　（略） 三　禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 四　成年被後見人又は被保佐人 **第十六条の七**　（略） 2　前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・四センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。この章中以下同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書 三・四　（略） （新設） （新設） （指定の失効及び取消し） **第六十二条**　法第三十一条第一項の指定は、指定航空身体検査医が次の各号の一に該当するときは、効力を失う。 一～三　（略） 四　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により医師の免許が取り消されたとき。